

目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（令和3年度～令和6年度） 概要版

1 経緯・背景

- 文部科学省と厚生労働省は、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるように、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定した。さらに、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、待機児童解消に向けた学童保育クラブの整備や、学童保育クラブとランランひろば※及び子ども教室等を同一小学校内で実施する一体型を中心とした事業の更なる推進などを掲げており、より一層の計画的な整備が求められている。
- 区では、実施可能な小学校から順次実施していくため、平成30年度から関係所管による検討委員会を設置して検討を進めるとともに、平成31年4月から2年間、東根小学校及び中根小学校の二校で一体型モデル事業を実施し、検証・評価を行いながら環境整備を進めてきた。
- 令和2年3月に改定した「目黒区子ども総合計画」の中で、令和2年度中に放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を策定し、令和3年度以降に開設可能な小学校から順次、子育て支援部と教育委員会が連携しながら、一体型を中心とした放課後子ども総合プランを実施していくこととしている。
- 「目黒区子ども総合計画」で掲げている放課後子ども総合プランに関する施策の方向や目標、モデル事業の検証・評価を踏まえながら、新たな放課後の居場所の計画的な整備を早急に進め、子どもや保護者が多様な放課後の居場所を選択できるようにするため、「目黒区放課後子ども総合プラン推進計画」を策定し、令和3年4月から区における放課後子ども総合プランの本格実施を開始する。

※モデル事業実施時の事業名称はランドセルひろば（拡充）

2 計画の位置づけ

本計画は、「目黒区子ども総合計画」で掲げている施策や目標について、より具体化し、「めぐろ学校教育プラン」、「目黒区生涯学習実施推進計画」及び「今後の児童館・学童保育クラブのあり方方針」など、他の関連計画等との整合性を図りながら、区における放課後子ども総合プランの本格実施に向けた取組を推進していくための計画とする。

3 計画の期間

「目黒区子ども総合計画」との整合性を担保するために計画の終期を合わせ、令和3年度から令和6年度までの4年間とする。

4 計画の目的と対象

- (1) 計画の目的
 - ア 待機児童解消に向け、学童保育クラブの整備を行う。
 - イ すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供する。
- (2) 計画の対象
 - 区立小学校内における放課後の子どもの居場所に関する事業を対象とする。

5 取組の方向性

方針1 学童保育クラブの入所希望者数増加への対応

- ア 隣接小学校学区内の学童保育クラブでの受入調整が困難な小学校区、継続的に待機児童の発生が見込まれている小学校区において、原則として小学校内学童保育クラブを整備していく。
- イ 小学校内学童保育クラブの運営は民間委託を基本とし、子育て支援部による継続したきめ細かな運営支援を行いながら、「目黒区学童保育クラブ保育指針」等に基づいた保育の質を確保していく。
- ウ 待機児童対策の一環として、ランランひろばの安定した運営と活動内容の充実を図っていく。
- エ 今後新設する小学校内学童保育クラブについては、対象学年を「小学校に在籍している児童」とするとともに、利用時間延長を実施する。
- オ 対象学年の拡大と利用時間延長を未実施の既存の小学校内学童保育クラブについては、次のとおりとする。
 - (ア) 対象学年については、令和3年4月から「小学校に在籍している児童」に拡大する。
 - (イ) 利用時間延長については、令和4年4月までを目途に実施条件が整い次第、順次実施していく。

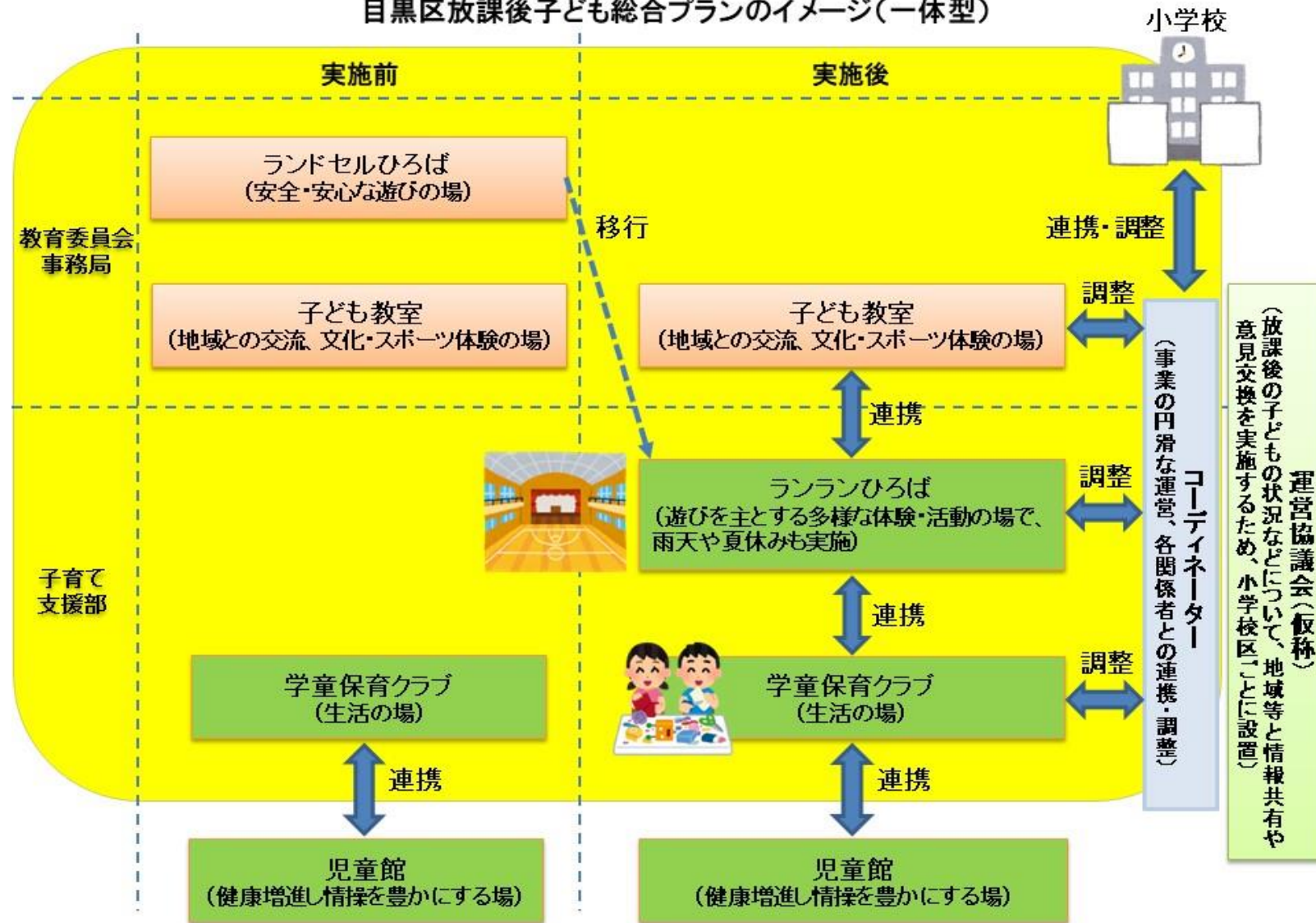
方針2 小学校内における多様な放課後の居場所の充実

子育て支援部と教育委員会が連携して、学童保育クラブ、ランランひろば及び子ども教室を同一小学校内で実施する一体型を中心とした計画的な整備等を実施可能な小学校から着実に推進する。

- ア ランランひろばへの移行
 - 区における放課後子ども総合プランを実施する小学校については、ランドセルひろばからランランひろばに移行していく。
- イ ランランひろばと子ども教室との連携
 - (ア) 子ども教室を実施している小学校区については、それぞれの地域の実情に応じて、各関係者間での連携・協働を図っていく。
 - (イ) 子ども教室未実施の小学校区については、ランランひろばの委託事業者が、様々な地域人材の参画も得ながら活動プログラムを実施しつつ、子ども教室の実施に向けて関係者に働きかけていく。
- ウ ランランひろばと学童保育クラブとの連携
 - 学童保育クラブ在籍児を含むすべての児童が、放課後等に小学校内の複数の活動場所で多様なプログラムに参加できるよう、職員体制をはじめとした環境整備を進める。
- エ ランランひろばと児童館との連携
 - モデル事業で実施していた移動児童館・出張児童館での実績を踏まえ、児童館とランランひろばとの連携を推進していく。
- オ コーディネーターによる連携・調整等
 - (ア) コーディネーターが、小学校、地域、委託事業者など各関係者との連携・調整を行い、事業の円滑な実施を図る。
 - (イ) ランランひろばの管理・運営に係る調整等をコーディネーターが担うことで、小学校の負担軽減につなげていく。
- カ 運営協議会（仮称）
 - 一体型事業を実施する小学校区ごとに運営協議会（仮称）を設置し、学校施設の円滑な利用や活動プログラムの充実を図るため、事業の実施状況等について、地域等と情報共有や意見交換を行っていく。

目黒区放課後子ども総合プラン推進計画（令和3年度～令和6年度） 概要版

目黒区放課後子ども総合プランのイメージ(一体型)



6 具体的な方策

- 小学校内学童保育クラブの先行整備**
原則として小学校内学童保育クラブから整備を進め、民間委託による運営が一定期間実施されている小学校からランランひろばを整備していく。
- タイムシェア方式の活用**
今般の新型コロナウイルス感染症対策の観点等も踏まえながら、学校教育に支障が生じないように配慮しつつ、放課後等に一時的に使われていない特別教室等の活用（タイムシェア方式）を積極的に促進していく。
また、学校施設の活用方法については、児童数の推移や教育活動の状況等を踏まえながら、拡充整備後も継続的に小学校と協議していく。
- 同一事業者による運営**
小学校内学童保育クラブ及びランランひろばの運営を同一事業者へ委託し、事務室を共有するなど学校施設の占有利用を効率的かつ最小限に留めることで、小学校の理解・協力を求めていく。
また、同一事業者が両事業を運営することで、小学校内学童保育クラブ卒業後の児童についての状況把握や、児童・保護者との関係継続、事業者内における緊急時の連携・協力などを図っていく。
- 子ども教室の実施小学校区の拡大**
ランランひろばの整備に伴い、実施小学校区の拡大に向けて関係者に働きかけていく。
- 「連携型」の調査・研究**
モデル事業実施校では、同一事業者が運営する小学校外の学童保育クラブの児童による利用が当該事業者内の連携・協力により積極的に実施されてきた。このような事例を踏まえつつ、今後の学童保育クラブの保育需要を見据えながら、「連携型」についても調査・研究を進めていく。

各事業の年度別整備目標

事業名	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校内学童保育クラブ	10校	15校	17校	拡大	→
(新規開設候補校)	—	菅刈小 中目黒小 向原小 月光原小 原町小	鷹番小 上目黒小	実施可能な小学校から 順次実施	
ランランひろば	(モデル事業) 2校	8校	13校	15校	19校程度
(新規開設候補校)	—	八雲小 下目黒小 烏森小 駒場小 不動小 宮前小	菅刈小 中目黒小 向原小 月光原小 原町小	鷹番小 上目黒小	実施可能な小学校から 順次実施
子ども教室	15校	拡大	→	→	→

本格実施開始

方針3 特別な配慮を必要とする児童への対応

- ア 小学校や保護者、関係機関と情報交換を行い、連携を図りながら、適切に対応していく。
- イ 受入れ体制の基準について検討するなど、特別な配慮を必要とする児童が、より安全・安心に過ごせる環境づくりを推進する。
- ウ 様々な研修など職員の資質向上に係る取組への支援に努めるとともに、職員のサポート体制の充実を図る。

方針4 地域との連携・協働や情報発信

- ア 地域の実情や既存の会議体との関係性を踏まえながら、コーディネーターが、実施校の拡充に応じて、運営協議会（仮称）の設置・開催に向けた調整を進めていく。
- イ 運営協議会（仮称）等を通じて地域の理解を深めるとともに、児童や保護者が放課後等の居場所の選択肢として認知できるよう、区における放課後子ども総合プランの事業内容や活動内容等について積極的に情報発信していく。